

○山陽小野田市特別支援教育就学奨励費支給規則

平成27年12月22日

教育委員会規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨を踏まえ、特別支援教育を受け、又は一定の障害がある児童生徒の就学による保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給者の責務)

第2条 就学奨励費の支給を受けた者（以下「受給者」という。）は、これをその支給の趣旨に従って用いなければならない。

(就学奨励費の種類)

第3条 就学奨励費の種類は、次のとおりとする。

- (1) 学用品購入費
- (2) 通学費（公共交通機関を利用して通学する場合に限る。）
- (3) 通学用品購入費
- (4) 校外活動等参加費
- (5) 修学旅行費
- (6) 新入学児童生徒学用品購入費
- (7) 学校給食費

(就学奨励費の額)

第4条 就学奨励費の額は、毎年度国が定める額を基準として、教育委員会が定める額とする。

(支給要件)

第5条 就学奨励費は、山陽小野田市に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であって、その者の属する世帯の収入の額が生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項に規定する需要の測定の例により測定したその世帯の需要の額（以下「需要額」という。）の2.5倍未満であるもの

に支給する。

(1) 山陽小野田市立小学校及び中学校の特別支援学級又は山陽小野田市立赤崎小学校松原分校若しくは山陽小野田市立竜王中学校松原分校に在籍する児童生徒の保護者

(2) 前号の児童生徒を除き、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度にある山陽小野田市立小学校及び中学校の児童生徒の保護者

2 前項の規定にかかわらず、前条第2号に掲げる交通費については、同項の収入の額をその支給を受けるための要件としない。

(認定)

第6条 就学奨励費の支給要件に該当する者は、就学奨励費の支給を受けようとするときは、就学奨励費の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の規定による認定の申請は、特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書(様式第1号)及び特別支援教育就学奨励費支給申請書(様式第2号)を学校長を経由して教育委員会に提出することによって行わなければならない。

第7条 教育委員会は、前条第2項に規定する書類を受理したときは、その記載事項を審査し、就学奨励費の支給を受ける資格を有すると認定したときは特別支援教育就学奨励費受給資格認定及び支給額決定通知書(様式第3号)を、認定しなかったときは特別支援教育就学奨励費受給資格不認定通知書(様式第4号)申請者に交付しなければならない。

(支給対象期間)

第8条 就学奨励費の支給対象期間は、教育委員会が第6条第1項の規定による認定を行った日の属する年度(毎年4月1日からその翌年の3月31日までをいう。)とする。

(支給日)

第9条 就学奨励費の支給日は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

- (1) 学用品購入費、通学用品購入費及び新入学児童生徒学用品購入費 8月25日
- (2) 通学費 8月25日、1月10日及び認定を行った年度の翌年度の4月5日
- (3) 校外活動等参加費、修学旅行費 実施日の属する学期の最終月の25日
- (4) 学校給食費 各学期の最終月の25日

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる日が金融機関の休業日に当たるときは、その直前の営業日とする。

(支給の方法)

第10条 就学奨励費は、第7条の規定により就学奨励費の支給を受ける資格を有すると認定された者（以下「認定された者」という。）に支給するものとする。

2 就学奨励費は、前条各号に掲げる日に、認定された者の指定する一の預金又は貯金の口座に振り込む方法により支給する。

第11条 前条の規定にかかわらず、認定された者は、学校長に就学奨励費の請求及び受領並びに就学に要する費用に充てるための当該金銭の支払に関する一切の行為をすることを委任することができる。

2 第2条の規定は、前項の規定により委任を受けた学校長に準用する。

(変更等の届出)

第12条 認定された者は第6条第2項の規定により教育委員会に提出した書類の記載事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(認定の取消)

第13条 教育委員会は、認定された者が次のいずれかに該当することとなったときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 第5条に規定する支給要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為によって第6条第1項の規定による認定を受けたとき。
- (3) 第2条の規定に反して就学奨励費を用いたと認められるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、特別支援教育就学奨励費受給資格認定取消通知書（様式第5号）を当該認定を取り消された者に交付しなければならない。

（就学奨励費の返還）

第14条 前条の規定により認定を取り消された者は、教育委員会から既に支給を受けた就学奨励費の全部又は一部を返還することを求められたときは、教育委員会が指示する方法により、これを速やかに返還しなければならない。

（辞退）

第15条 認定された者が就学奨励費の受給を辞退しようとするときは、特別支援教育就学奨励費受給辞退届（様式第6号）を学校長を経由して教育委員会に提出するものとする。

（その他）

第16条 この規則に定めるもののほか、就学奨励費の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、山陽小野田市特別支援教育就学奨励費交付要綱（平成18年4月1日制定）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（需要額の特例）

3 第5条の規定による需要額の測定に用いる生活保護法第8条第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準は、当分の間、平成25年7月31日現在における当該基準とする。

|                        |                     |                       |            |            |                           |   |   |  |   |       |      |          |              |            |   |
|------------------------|---------------------|-----------------------|------------|------------|---------------------------|---|---|--|---|-------|------|----------|--------------|------------|---|
| 保護者氏名                  |                     | 住所<br>山陽小野田市<br>印 ( ) |            | 幼児・児童・生徒氏名 | 学校名、学年(特別支援学級名)等          |   |   | ※都道府県の地区区分<br>(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ)<br>地域の級地区分・3-1 |   | 学校長認印 |      |          |              |            |   |
| 世帯の収入状況                |                     | 世帯の状況(前年12月末日現在)      |            |            | 教育扶助基準                    |   |   | 生活扶助基準                                     |   |       |      |          |              |            |   |
|                        |                     | 氏名                    |            |            | 在学学校名・学年<br>(特別支援学級通学の有無) |   |   | ※通学費                                       | ※学校給食費  | ※基準額  | ※第1期 | ※期末一時扶助費 | ※第2期         | ※種類        |   |
| ※所得控除前の                | 総所得金額               | 円                     | 年月日<br>( ) |            |                           |   |   |  |   |       |      |          | f (基準額)      | ※          |   |
|                        | 退職所得金額              |                       | 年月日<br>( ) |            |                           |   |   |  |   |       |      |          | g (地区別冬季加算額) | 円          |   |
|                        | 山林所得金額              |                       | 年月日<br>( ) |            |                           |   |   |  |   |       |      |          |              | 円          |   |
|                        | 計                   | A                     | 年月日<br>( ) |            |                           |   |   |  |   |       |      |          |              | h (住宅扶助基準) | ※ |
| ※所得控除                  | 社会保険料               |                       | 年月日<br>( ) |            |                           |   |   |  |   |       |      |          |              | 円          |   |
|                        | 生命保険料               |                       | 年月日<br>( ) |            |                           |   |   |  |   |       |      |          |              | i 需要額      | ※ |
|                        | 損害保険料               |                       | 年月日<br>( ) |            |                           |   |   |  |   |       |      |          |              | (a~hの合計)   | 円 |
|                        | 計                   | B                     | 年月日<br>( ) |            |                           |   |   |  |   |       |      |          |              |            |   |
| 所得額 (A - B)            | C                   | ※                     | 年月日<br>( ) |            |                           |   |   |  |   |       |      |          |              | 収入額        | ※ |
| 所得月額 (C × 1 / 12)      | D                   | ※                     | 年月日<br>( ) |            |                           |   |   |  |   |       |      |          |              | F          | ※ |
| 障害者加算控除<br>(保護基準により算定) | E                   | ※                     | 年月日<br>( ) |            |                           |   |   |  |   |       |      |          |              | i          | ※ |
| 収入額 (D - E)            | F                   | ※                     | 合計         |            |                           | a | ※ | b  | ※   | c     | ※    | d        | ※            | e          | ※ |
| 通学費明細                  | (通学費を要した者ごとに記入すること) |                       |            |            | 特記事項                      |   |   |  | 支弁区分<br>□Ⅰ段階(令第2条第1号該当)<br>□Ⅱ段階(令第2条第2号該当)<br>□Ⅲ段階(令第2条第3号該当) |       |      |          | ※            |            |   |

(注) 1. 支弁区分は、特別支援学級の場合は、収入額が需要額の2.5倍未満のものはⅡ段階、2.5倍以上の者はⅢ段階として処理すること。  
 2. 特記事項欄は、生活保護等の該当事項を記入すること。  
 3. 整理番号は、個人別支給台帳の番号に合わせることを。

様式第2号(第6条関係)

特別支援教育就学奨励費支給申請書

平成 年 月 日

山陽小野田市教育委員会 あて

私は、特別支援教育就学奨励費の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。  
なお、この申請の審査に必要な私の世帯の状況及び収入の状況について、教育委員会が調査することを承諾します。

保護者 住所 山陽小野田市

電話番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

学 校 名 \_\_\_\_\_ 学年 \_\_\_\_\_ 年

児童生徒名 \_\_\_\_\_

振 込 先 \_\_\_\_\_ 銀行 信用金庫 農協 \_\_\_\_\_ 支店 出張所

口座番号 \_\_\_\_\_

フリガナ -----

口座名義 人 \_\_\_\_\_

様

山陽小野田市教育委員会

## 特別支援教育就学奨励費受給資格認定及び支給額決定通知書

あなたは、平成 年度の特別支援教育就学奨励費の支給を受ける資格を有しておられることを認定しました。つきましては、その支給額を下記のとおり決定しましたので、通知いたします。

なお、就学奨励費は、申請の際に届け出られた金融機関の口座にお振り込みいたします。

## 記

## 1 児童生徒の氏名

## 2 学用品費等の支給日及び支給額

（新入学学用品費、修学旅行費及び校外活動費は、該当者のみに支給いたします。修学旅行費及び校外活動費は、これらが実施された日の属する学期の末日に、学校給食費とともに支給いたします。）

| 振込日 | 学用品等購入費(年額) | 新入学学用品費 |
|-----|-------------|---------|
| 月 日 | ( ) 円       | ( ) 円   |

|     | 校外活動費（宿泊有） | 校外活動費（宿泊無） | 修学旅行費 |
|-----|------------|------------|-------|
| 小学校 | 円以内        | 円以内        | 円以内   |
| 中学校 | 円以内        | 円以内        | 円以内   |

## 3 学校給食費の支給日及び支給額

| 振込日 | 1 学期  | 2 学期  | 3 学期  |
|-----|-------|-------|-------|
|     | 月 日   | 月 日   | 月 日   |
|     | ( ) 円 | ( ) 円 | ( ) 円 |

## 4 通学費の支給日及び支給額（公共交通機関を利用して通学する場合には限りません。）

| 振込日 | 1 学期  | 2 学期  | 3 学期  |
|-----|-------|-------|-------|
|     | 月 日   | 月 日   | 月 日   |
|     | ( ) 円 | ( ) 円 | ( ) 円 |

様式第4号（第7条関係）

平成 年 月 日

様

山陽小野田市教育委員会

特別支援教育就学奨励費受給資格不認定通知書

先に提出していただいた特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書を審査した結果、下記の理由により、平成 年度の特別支援教育就学奨励費の受給資格を満たしておられませんでしたので、通知いたします。

記

（不認定の理由）

特別支援就学奨励費は、山陽小野田市特別支援教育就学奨励費支給規則に基づき、申請者の属する世帯の前年の収入額が生活保護法第8条第1項の規定の例により測定した世帯の需要の額（以下「需要額」という。）の2.5倍未満である場合に支給されます。

ただし、児童生徒が公共交通機関を利用して通学される場合に支給される通学費については、世帯の前年の収入額が需要額の2.5倍以上あっても支給されます。

あなたの世帯の前年の収入額は需要額の2.5倍以上あり、かつ、公共交通機関を利用して通学しておられませんでしたので、受給資格を有しておられると認定できませんでした。

（教示）

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山陽小野田市教育委員会に対して異議申し立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日かの翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申し立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山陽小野田市を被告として（訴訟において山陽小野田市を代表するものは山陽小野田市教育委員会になります。）提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第13条関係）

平成 年 月 日

様

山陽小野田市教育委員会

特別支援教育就学奨励費受給資格認定取消通知書

平成 年度の特別支援教育就学奨励費の支給を受ける資格の認定を下記のとおり取り消しましたので、通知いたします。

記

1 認定を取り消した日 年 月 日

2 取り消しの理由

（教示）

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山陽小野田市教育委員会に対して異議申し立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日かの翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申し立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山陽小野田市を被告として（訴訟において山陽小野田市を代表するものは山陽小野田市教育委員会になります。）提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号(第15条関係)

特別支援教育就学奨励費受給辞退届

私は、 年度特別支援教育就学奨励費の受給を辞退します。

平成 年 月 日

保護者 住所 山陽小野田市 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

児童生徒 氏名 \_\_\_\_\_

山陽小野田市教育委員会 あて

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第13条関係）

様式第6号（第15条関係）